【 資 料 】

Ⅰ　公文書開示審査会答申の概要

・答申第１４２号　（H20.7.8 答申）
・答申第１４６号　（H20.7.8 答申）

答申の全文、公文書開示制度の実施状況一覧表、高知県情報公開条例、高知県公文書開示審査会規則は、「高知県のホームページ」に掲載しています。
（アドレス http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/）
※　このアドレスは、広報広聴課ホームページのトップページのアドレスです。
また、公文書開示制度の実施状況一覧表は、高知県庁１階 県民室（高知市丸ノ内１－２－２０）で閲覧及び複写ができます。

答 申 第１４２号 の 概 要

１　件　名

諮問第 142 号
車載型レーダスピードチェッカーＥＳ－８ＨＯ２取扱説明書
（交通取締用パトカー高知 800 さ 2190 号のもの）

２　請求者　　香川県の個人（１名）
３　請求年月日　　平成 16 年 ７月 ９日
４　原決定年月日　　平成 16 年 ８月 10 日
５　決定の内容　　部分開示
６　審査請求年月日　　平成 16 年 10 月 １日
７　部分開示決定の理由

（旧条例第６条第１項第３号該当）
非開示とした部分には、速度測定系統図が記載されており、これを公にすることにより、製造会社の回路設計手法が明らかとなる。その結果、その設計手法を模倣することで同レベルの機器を他社が製造できるなど、事業者の競争上の地位を害するおそれがあるため非開示とした。
（旧条例第６条第１項第４号該当）
非開示とした部分には測定性能に関する内容、測定上の注意等が記載されており、これらを公にすることにより、速度違反取締りの手法等が明らかとなる。その結果、同違反の取締り活動が阻害され又は適正に行われなくなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とした。
また、対抗措置をとられることにより、違法又は不当な行為が容易となる。その結果、今後の道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする交通違反の取締り業務に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とした。

８　諮問年月日　　平成 16 年 10 月 22 日
９　答申年月日　　平成 20 年 ７月 ８日
10　審査会の結論

高知県警察本部長が、「車載型レーダスピードチェッカーＥＳ－８ＨＯ２取扱説明書（交通取締用パトカー高知 800 さ 2190 号のもの）」を部分開示とした決定は、妥当である。

11　審査会の判断概要

（旧条例第６条第１項第３号該当性について）
本号は、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示とすることを定めたものである。
「図 4.2-1 速度測定系統図」については、レーダ測定機器による速度測定の回路を示した系統図が記載されており、その系統図は、本装置の設計に関わる基本的な考えを表したもので、製造会社が独自に開発した内部技術情報に当たるものということができる。従って、これを公にすると技術盗用のおそれがあり、他社でも本装置と同水準の装置開発が可能になる。
このことから、旧条例第６条第１項第３号に定めた、事業者の競争上の地位を害するおそれのある情報に該当し、非開示が妥当と判断する。
（旧条例第６条第１項第４号該当性について）
本号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、非開示とすることを定めたものである。本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的判断を尊重し、その開示又は非開示を決定しようとするものである。もとより、実施機関の第一次的判断は、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

(1)「(1) 送受信周波数」については、本装置による速度取締活動を行う際の周波数の情報であり、公にすることによって、取締りに対する盗聴、妨害電波の発信等で取締りに対する対抗措置を講ぜられることとなり、取締り活動に支障が生ずるおそれがある。
(2)「(6) 測定速度範囲」、「(7) 測定可能距離（中型乗用車）／感度切替」、「(9) 測定確度の数値」及び「(10) 測定表示の数値」については、実際に測定する距離、測定可能な速度等のレーダ測定機器の性能に関する情報であり、公にすることにより、速度違反取締りの可能範囲が明らかにな

り、同違反取締り等の活動に支障が生ずるおそれがある。

(3)「5.7 取り扱い上のお願い　5.7.2 測定時のお願いのうち(6)の項」については、レーダ測定機器の使用場所に関する情報であり、公にすることにより、速度違反取締り活動が阻害され又は有効に行われなくなり、取締りの活動に支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、旧条例第6条第1項第4号に定める、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずる情報であると実施機関が判断したことには、相当の理由があると認められるので、いずれも本号に該当するとして、非開示が妥当と判断する。

答 申 第１４６号 の 概 要

１　件　名

諮問第 146 号

平成 14 年度の警察本部刑事部捜査第一課の事件捜査で宿泊を伴う出張の旅費に係る県費旅行命令（依頼）簿、旅費計算書、旅行終了報告書、請求明細書、領収書（証）及び搭乗券

２　請求者　　　　　　高知県内の個人（１名）

３　請求年月日　　　　平成 17 年６月３日

４　原決定年月日　　　平成 17 年７月８日

５　決定の内容　　　　部分開示

６　審査請求年月日　　平成 17 年９月 14 日

７　部分開示決定の理由

（旧条例第６条第１項第２号該当）

本件公文書の非開示とした情報のうち、旅行者の氏名及び印影については、警部補以下の階級にある警察官の氏名等が記載されており、条例第６条第１項第２号ただし書ウの実施機関が定める公務員の氏名であるため非開示とした。

また、非開示とした旅行者の住所及び電話番号については、条例第６条第１項第２号の特定の個人を識別することができる情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

（旧条例第６条第１項第４号該当）

本件公文書に記載された情報のうち、用務、旅費額、差引支給額、旅行期間（旅行命令期間）、目的地（用務地）、泊数、旅費合計額、交通費、交通費計、日当計、宿泊料計、宿泊地、宿泊先、宿泊月日、到着日、出発日、発行日、利用明細、利用額及び領収額欄の各情報は、捜査対象地域、捜査月日等の捜査内容を明らかにするものであり、作成年月日、決裁年月日、特別承認等年月日、口頭命令年月日、旅行完結年月日及び報告年月日の各情報は捜査活動等の時期が推認されるものである。これらのうち非開示とした部分は、平成 20 年７月現在においても捜査継続中の事件に係る情報であり、これらを公にすると、被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報とを比較・分析することにより、犯罪捜査活動等の活発さが明らかになるとともに、その進展状況が推測され、その結果、被疑者等の事件関係者により、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあるなど、条例第６条第１項第４号に定める犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報であるため、非開示とした。

８　諮問年月日　　平成 17 年９月 16 日

９　答申年月日　　平成 21 年４月 30 日

10　審査会の結論

高知県警察本部長が、「平成 14 年度の警察本部刑事部捜査第一課の事件捜査で宿泊を伴う出張の旅費に係る県費旅行命令（依頼）簿、旅費計算書、旅行終了報告書、請求明細書、領収書（証）及び搭乗券」を部分開示とした決定は、妥当である。

11　審査会の判断概要

（旧条例第６条第１項第２号該当性について）

本件公文書のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影については、実施機関に適用される高知県公安委員会規則により、本号ただし書ウの実施機関が定める公務員の氏名に該当し、非開示と認められる。

また、旅行者の住所及び電話番号については、条例第６条第１項第２号の特定の個人を識別することができる情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから非開示と認められる。

（旧条例第６条第１項第４号該当性について）

本件公文書のうち、「用務、旅費額、差引支給額、旅行期間（旅行命令期間）、目的地（用務地）、泊数、旅費合計額、交通費、交通費計、日当計、宿泊料計、宿泊地、宿泊先、宿泊月日、到着日、出発日、発行日、利用明細、利用額及び領収額欄」の非開示とした部分並びに「作成年月日、決裁年月日、特別承認等年月日、口頭命令年月日、旅行完結年月日及び報告年月日欄」の非開示とした部分について、それらの部分は、いずれも現在も捜査継続中の１件の同一未解決事件に係る情報であり、捜査活動における捜査対象地域、捜査月日、捜査活動の時期が推認できる情報が記録されており、開示した場合、被疑者等の事件関係者がこれらの情報を入手すると、事件関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、犯罪捜査活動の地域や活発さが明らかになり、被疑者の逃亡や

証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあることから、今後の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
　このため、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことには合理性があり、相当の理由があると認められるので、本号の規定に該当するとして、非開示が妥当であると判断する。